

第17回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年10月19日（木）14時00分

場 所： 松浦シティホテル

第17回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年10月19日(木)				開会時刻	14時00分
					閉会時刻	15時40分
会議の場所	松浦シティホテル					
出席した 委員 29名中 24名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治	委員	寺澤 優國
	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰	委員	志水 正司
	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志
	委員	村田 末廣	委員	金内 武久	委員	池水 英比古
	委員	田中 まゆみ	委員	太田 末男	委員	山口 芳正
	委員	永田 俊子	委員	井筒 清治	委員	廣瀬 茂好
	委員	森 眞一	委員	大畑 安盛	委員	星野 孝通
欠席した委員 5名欠席	委員	宮本 正則	委員	武尾 嘉明	委員	日高 雅之
	委員	前田 次男	委員	村田 茂實		
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第17回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年10月19日(水)14時00分～

【場所】松浦シティホテル 2階ホール

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

【調整結果報告事項】

* 調整結果報告第21号(協定項目 5号)事務機構及び組織に関すること

4. その他

5. 閉会

午後2時 開会

大久保事務局長

それでは、お待たせいたしました。ただ今から第17回松浦地域合併協議会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

それでは、失礼させていただきます。

皆様こんにちは。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第17回合併協議会に御案内をいたしましたところ、委員の皆様にはお忙しい中お繰り合わせ御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、県内では、今月1日に「新平戸市」、それから11日には「雲仙市」が誕生いたしまして、いよいよ次は新春元旦の「島原市」と新しい「松浦市」の順となりました。

今回は、6項目の調整結果を御報告し、新市のシンボルマークである市章の決定を初め5項目の了承をいただきました。事務機構及び組織の取扱いに関しては、混乱を極力避ける目的から、本庁には今日まで市政運営してきた松浦市の行政機構を基本として、2町の支所には4課を配置した機構図案をお示しし、議論を賜りましたが、大まかな各部署の配置人員を見てから検討しようではないかということで、継続となっております。今回、配置人員の概数を、あくまでも概数でございますが、資料としてお示しいたしておりますので、前回に引き続き御議論をいただきたいと思っております。

どうか、本日も委員皆様方にはいろんな角度から御意見を賜り、よりよい協議が進みますことを心からお願いを申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

大久保事務局長

それでは、第17回合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づき会長が務めることになっておりますので、吉山会長をお願いいたします。

吉山会長

それでは、規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、調整結果報告第21号（協定項目5号）事務機構及び組織に関する

ことについて、本日新たに配置人員の資料を配付していますので、その説明を総務部会長からいたさせまして、議論に入りたいと思います。

総務部会長、よろしくお願いいたします。

末吉総務部会長

それでは、調整結果報告第21号（協定項目5号）事務機構及び組織に関することについて、前回の協議会で提案してありました組織図案に関しまして、協議会で、組織構成における各所管別の職員配置概数の資料提示を求める御意見がございましたので、このことにつき部会並びに幹事会におきまして協議調整を行いましたので、その調整結果について御報告いたします。

私、総務部会の末吉と申します。よろしくお願いいたします。以後、座らせて説明させていただきます。

本日配付しております資料にその内容を記載しております。

職員数の配置につきましては、実際に調整作業を進める過程におきまして、係数の配置の見直しを必要とすることとなり、先の協議会で提案してありました内容と一部に相違がありますので、あわせて御説明申し上げます。

まず、各所管別の職員数につきましては、図にお示ししております課の名称の枠の右下に数字で示しております。総務課に31人、企画振興課に13人、財政課に12人、以下ご覧いただくような配置であります。

各所管別職員の配分に当たりましては、実際に事務調整を行っております各部会の意見を参考に、事務事業の基本となります本庁各課ごとの業務の一元化に伴う事務量の増加を考慮したところで職員数の配置を、また、福島支所、鷹島支所における本庁との業務調整に基づく職員数の配置を全職員数の枠内で調整したものであります。

今回のこの職員配置に当たっては、前回の協議会で新市事務機構編成の一環として、総務課に法制係を、財政課に契約係を新設することにより専門性の高い係の設置によって業務の一元管理を進める計画でありましたが、合併時の人事、財政、企画、税務等の管理部門における人力的な措置の必要性から、現在の職員実数の中での調整が困難であったため、これらの係の設置については、新市において行政改革に係る組織再編の一環として取り組むこととし、新市発足時の係設置については組織図案から除外しております。

また、総務課内の政策調整室につきましても、地域調整係と行革推進係の2系の設置を御

説明申し上げておりましたが、配置できる職員数の関係から係の設置を行わずに室の設置をもって対応する方が、より機能的であると考え次第であります。なお、当室の業務については、前回説明いたしましたとおり、行政改革、地方分権、地域審議会事務局ほか合併後に発生する事務事業の調整作業に従事することといたしております。

次に、先ほど事務事業一元化に伴う管理部門への職員数の配置増と申し上げましたが、現松浦市の各課別職員数と比較して、特に配置増の対応を図った課について御説明いたします。

まず、総務課においてですが、合併に伴う人事管理業務の一元化による業務増、並びに先ほど御説明いたしました政策調整室の設置により、その増員を行っております。

次に、企画振興課においては、地方自治法の規定による総合計画等の策定作業に係る企画事務の増加、並びに情報システムの拡張によるその対応としての増員を、次に財政課においては、新市予算編成事務の増加など財政事務の増加に伴う増員を、次に税務課においては、市民税、固定資産税等、市税の課税事務の一元化に基づく事務の増加による増員を、次に福祉事務所においては、2町における生活保護のケースワークに係る事務の増加による増員を行っております。

次に、資料の3ページ目です。

次に、行政委員会等の組織についてであります。現松浦市では、1名の専任職員で対応しております選挙管理委員会につきましても、合併後50日以内に実施します新市の市長選挙、市議会議員選挙、また、来年2月に実施されます県知事選挙、さらに、合併時の在任特例の期間が満了し選挙が予定されます農業委員会委員の選挙など相当な事務量が発生することから、これらの対応として、新市選管事務について専任職員を3人体制で臨む考えであります。

ただ今、特に合併に際しての人員配置を考慮した所管課を申し上げましたが、本庁のその他の課並びに行政委員会事務局におきましても、現福島町、鷹島町の事務事業の一元化に伴う本庁への業務移管等を考慮して、所要の課、事務局等に1名の増員を図る計画でございます。

次に、福島支所、鷹島支所における職員配置でありますけれども、資料の4ページです。

前回の協議会の折に、本庁との連絡調整の円滑化を図ることを主体に、その機構については各支所長管理下に市長部局で総務管理課、市民福祉課、地域振興課、建設水道課の4課をもって構成し、総務管理課は、主に本庁の総務、企画、財政、税務、選挙管理委員会、議会事務局、会計の分掌事務を、市民福祉課は、主に本庁の市民生活、保健年金、福祉事務所の

分掌事務を、地域振興課は、主に本庁の農林、農業委員会、水産、商工観光の分掌事務を、建設水道課は、主に本庁の建設、建築、住宅、下水道、水道の分掌事務をそれぞれ担任して、支所管内の住民窓口業務や管理下の各種施設の維持管理について必要な業務を行うこととし、具体的な業務の遂行に当たっては、本庁関係課との連絡調整を密に行い、住民サービスの維持向上を目指すものであると御説明申し上げたとおりであります。それぞれの支所における職員配置数として、支所長管理下で福島支所に28人が、鷹島支所で32人が支所業務として、また、本庁教育委員会管理下の教育委員会分室として、福島分室、鷹島分室それぞれに3人の職員が教育行政事務を担当することを案としてお示ししております。

以上、新市の事務機構に関して、合併時の組織の編成と各所管職員の配置数案につきまして、現在事務調整を行っている段階でのその概数をお示ししておりますけれども、合併後に新年度を迎えるまでの3カ月間におきましては、さらに細部に至っての事務事業一元化の調整作業を必要とするところであり、また、合併後に誕生いたします新上市長の政策的な観点からの事務機構の再編が求められていくことになりましようから、新年度を迎えます平成18年4月におきましては、再度、課、係の再編とそれに伴う職員の配置の見直しに取り組むこととなると考えます。

以上で、新市の事務機構及び組織に関する調整結果報告を終わります。

吉山会長

ただ今総務部会長の方から、事務機構・組織の概要について説明があったところです。

前回の提案から、その概数が今示されたこと、そして、調整の結果として幾つかの係がこの新しい提案では消えておるという状況でございます。そういったことの説明が終わったところでございます。

これより質疑に入りたいと思います。はいどうぞ、山口委員。

山口委員

福島町の山口ですけれども、表の見方をちょっとお尋ねさせていただきます。

まず、4ページですけれども、福島的人员は28名と3名。3ページに、現在の職員数が62名という数字ですね、右下の方に書いてありますけれども、合計の449名。これは現在の数字ですね。今度配置されるのが4ページにある訳ですけれども、31名。それから診療所関係が恐らく10名と書いてありますので、10名。あと保健センターも何名か配置される訳ですね。その辺ちょっと確認というかな、お願いいたします。見方として。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

それでは、表の見方ですけれども、福島支所と鷹島支所の関係ですが、まず2ページの方をご覧いただきたいと思います。

本庁の課を中心に課の並びをずうっと示しておりまして、2ページ中段のところ、水道課（簡易水道）の次から「福島支所28」「鷹島支所32」と書いております。この福島支所28と鷹島支所32の中身については、4ページで見るところの福島支所、鷹島支所それぞれの支所長管理下の職員数でございます。

あわせて、3ページの方をご覧いただきたいと思います。

3ページ一番下に、教育委員会の分室として、福島分室が3、鷹島分室が3とありますけれども、この内容は4ページで言いますところの、先ほどの支所並び課の下に点線で「教育委員会」という並びで「分室」と書いてありますけれども、この数字の3でございます。

あと、保育所とか保健センター、そういうものにつきましては本庁のそれぞれの所管課の中に一つのくくりとして表現しております。

以上です。

吉山会長

おわかり……はい、どうぞ。

山口委員

わかりましたけれども、教育委員会に31名、それから診療所がほかに10名ある訳ですね。保健センターについても、その係として福島の方に何名か配置されるということですね。41名プラスの保健センターで40何名になるということ、はっきり言いまして20名ちょっとが本所の方にいろんな分野で入っていくということですかね。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

それじゃ、内容についてもう一回お話しします。

まず、4ページの支所の分をご覧いただきたいと思います。

今申し上げましたように、支所長管理下ということですから、これは市長部局の支所長のもとの職員の配置ですが、これが福島支所で言いますと28人。先ほど言いましたように、教育委員会の中の分室として福島分室に3人ありますが、実際の業務場所と申しますか、福島で言いますれば診療所がございまして、たしか診療所の方に10人の職員がいらっしゃると思います。

ちなみに、診療所についてはお手元の本庁機構図の同じく2ページ、先ほどの支所の次から病院関係を載せておりますけれども、ここに掲載しております。この病院関係については、施設において担当職員がそこに張りついてやるということですから、福島に在住のまま業務を行っていただくということになります。

それから、保健センターの関係ですけれども、業務調整中であるというふうな話を聞いていますが、常駐方式で保健師をそこに2名ほど置くという考え方でありますので、今の数字を全部足しますと、支所の中の職員とか、教育委員会の分室の職員、それから診療所の職員、保健師さんの数とか、そういうものを全部足しますと43人になります。現在62人の福島の職員がおりますので、そのうちの43人ですから、率に直すと約7割ぐらいが福島在住での業務という扱いになります。

あわせて、鷹島についても、もうちょっと詳しく説明しますけれども、今申し上げたように支所長管理下、これは市長から流れてくる訳ですけれども、ここに32人。それから、教育委員会の分室で3人。それから、同じく鷹島にも診療所がございまして、本庁の機構図の中にありますように診療所に8人。それから、先ほど言いました保健センターの関係で、常駐職員が2名。それから、教育委員会の文化財室という流れで、鷹島に歴史民俗資料館、文化財センター、ここに直接職員が張りつく形になりますので、教育委員会関係に分室とは別に文化財関係で2人。それから、保育所がありますので保育士さんが6人の都合53人になると思います。全職員が57人ですので、約8割の職員が業務場所としては鷹島管内というふうになります。 あっ失礼しました、67人のうちの53人ですから、約8割が鷹島支所管内の場で職務を行うという扱いになります。

吉山会長

いいですね、山口委員さん。じゃ、金内委員……あつ、山口委員、どうぞ。

山口委員

わかりました。福島においては3分の2ぐらいが残るということで、少しは安心した訳で

すけど、新しい市ができたらまた移動かれこれあるんだという、さっきの説明でございますけど、非常に私たち思うときに、やっぱりこう、職員の数で判断する訳じゃない訳ですけども、どうしても窓口で顔が見えないと安心しえないということがありまして、本所でできることはどんどん本所でやっていただいて結構でございますけれども、支所でできることはどんどん支所の方に任せていただきたいというのが私たちの本音でございます。

以上で終わります。

吉山会長

はい、金内委員、どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。一つ確認させていただきたいと思います。

まず、1ページの枠で囲んで「総務課31」と記入してありますが、これがずっと下の鷹島診療所まである訳ですが、ここについては、課を設けたところについては課長、診療所については事務長、これは全部管理職がいるんだと解釈するものかどうか、その点について説明をお願いします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

まず、組織図案で申し上げますと、総務課の名称の右下に31、以下同じく、企画振興課には13とありますけれども、これは、それぞれの所管課ごとに管理職並びに副管理職といいますが、課長補佐、そういうものを全部含めたところでの数でございます、当然、事務局等を設ければそこに管理者を置くというふうにとらえていただきたいと思います。

ただし、3ページの表に各種委員会の構成がありますけれども、この中で、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会に関しては、松浦の例で言えば、選挙管理委員会と固定資産評価審査委員会は総務課長が事務局長を兼務しております。公平委員会につきましては、松浦の現段階では監査委員事務局長が兼務するという形で、それぞれ行政委員会の組織上、事務局がある訳ですけども、その業務量も加味したところで、既存の総務課長とかその他の課長で兼務できるところは兼務させるというところがございます。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

そうすると、支所も課を設けているから同じことだというふうに解釈して、今度は支所についてお尋ねをいたします。

この支所の総務課長、福島支所をとると総務管理課、市民福祉課等々がありますが、この方の補職名はどのように解釈するのか、その点についてお尋ねをいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

福島支所、鷹島支所、支所の中の支所長管理下に総務管理課とか市民福祉課とか課が四つ、鷹島には交通課を含めて五つありますけれども、業務上の補職は課長でございます。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

そうすると、前回確認が済みでおります一般職の職員の補職のところには、支所の課長については管理職手当の支給というふうな補職の名目がないということで、どの名前をとって管理職という手当を支給するのか、それについて御説明を願います。

末吉総務部会長

ただ今の御質問ですけれども、前回、一般職の職員の取り扱いのところの説明もあったかと思うんですが、新市の補職名において、職務の内容、補職に応じて管理職手当を出しますが、課長については管理職手当を出すということで統一した調整案にしておりますので、今回、支所の課長についても管理職手当が出るということで結構です。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

管理職手当を出すということよりは、この補職名の中に、支所長については鷹島支所長というふうな明記がしてあって、支所の課長については何ら明記がないということですから、当然ここは当初から明記しておかなければ管理職の支出はできないんじゃないかと私は解釈しておるものですから、お尋ねしておる訳です。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

補職名はあくまでも課長でございますして、支所課長という位置づけではありませんで、すべて新市の機構の中で課長は課長という扱いでございます。

組織図案の支所の中で、例えば総務管理課長と書いていないのは、支所長というのは特段1人の方で支所管内を業務していく意味で、あえて括弧書きで（支所長）と書いておる訳でございますして、本庁の機構図を見ていただいても、総務課長とか企画振興課長とか表記しておりませんので、そのようにとらえていただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

たびたびすみません。それと、教育委員会の分室、福島、鷹島を含めて分室については3名上がっておりますが、先ほど確認いたしましたときに、この括弧の中の室、課長等については管理職があるというふうな説明でしたけれども、この3名のうち1名は管理職だというふうな解釈をしてよろしい訳ですね。

吉山会長

どうぞ。

末吉総務部会長

基本的には管理職で結構と思いますが、実際の職員配置の中で、管理職相当の人がここに充てられないという場合には、例えば室長として課長補佐級を充てるとか、係長級を充てるとかいう場合もあります。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

それと、もう一つお尋ねいたします。

今度は本庁関係の配置図でございますが、2ページ、ここに「水道課（簡易水道）」、一番下に行って「水道課（公営企業）」というふうになっておりますが、これについても管理職を置かれるのかどうか。通常だったら、計画給水人口の5,000人を単位として、5,000人以下

と5,000人以上ということで簡易水道と上水道が分かれております。そうしてきますと、当然、職務の内容としては同じことをやっているということで、あえて管理職を増やすためにここに区分けして、区分けせずに統合して管理をさせるのが適当じゃなからうかというふうに私は考えます。簡易水道は市においても3名しか管理していないということであれば、当然下の公営企業を扱っている水道課と合併を機に合わせていくのが順当じゃないのかなというふうな解釈をしますが、どのような考えであるのか、お尋ねをいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会

2ページの中段の「水道課（簡易水道）」3名、一番下段の「水道課（公営企業）」13名とありますが、今の御質問の件については前回の協議会の中でも同じ御質問がございまして、以下のように説明した次第であります。

簡易水道分の水道課と公営企業分の水道課は一つの課でございます。公営企業の方の水道課に対しまして簡易水道の業務、これは市長部局の業務でありますけれども、市長の方から公営企業の水道の方に業務を委託する、委任するという形でとらえておりまして、機構図上は市長部局の方の簡易水道の水道課、公営企業法上の水道課と分かれておりますが、実際は一つの課にまとめて、管理職は1人で管理している課でございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

そうすると、この線がずっと上がっている訳ですが、これは当然、下の公営企業については市長、助役、上の簡易水道については助役、総務課長というところに上がっていく訳ですが、業務を行っていくときに全く違うのが入っているということじゃなくて、これも当然、診療所等を書いてある上側に「水道課（企業会計）」が上がっていったら、簡易水道と同じ扱いでもいいでしょうけれども、全然違うというところに簡易水道を入れて管理するんだということについては、私は少しわからない点がある訳ですが。

末吉総務部会

もう一回、繰り返しになりますが、簡易水道事業は、市長が市長部局の業務として管理する仕事でありまして、公営企業とはまた異なった業務の管理の仕方でございます。簡易水道

事業というのは、ほとんどハード事業が完了して、今維持管理を行う段階でありますし、一つの組織として課を設けるような業務量でもありませんので、本来は市長部局としてやる業務であるんですが、管理者として、公営企業の水道課も管理者は同じ市長なんですけれども、一般業務の簡易水道を公営企業の水道の方に業務を委託して、一つの水道課の中で簡易水道の業務をしてもらっているというふうな現状でございます、組織図上は二つに分かれていますけれども、実際の課の設置でいいますと水道課一本ということでございます。当然、管理者も課長も1人ということでとらえていただきたいと思います。

吉山会長

他に、はい、池水委員どうぞ。

池水委員

今の説明を聞いて、よくわからないんですが、単純に申し上げて、管理職及び管理職同等職という方は全部でトータル何名になるんですか。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。

末吉総務部会

すみません、ちょっと手元に資料を取りそろえておりませんので、電話で確認して、後ほどお知らせしたいと思います。

吉山会長

そういうことで、池水委員、資料をですね、とりあえずしないことには、正確なものを言わないといかんということのようでございますので、別の件ですと議事を進行していきたいと思います。後ほどということで、はい、田中委員どうぞ。

田中委員

前回の合併協議会の論議の中で、一番これが問題になっているんですよね、論点なんです。そこの数字を出せないというのは、ちょっと申し訳ないですけど、追い打ちかけますけど、事務局の方が何かおかしいんじゃないかなと思いますよ。論点の部分を、はっきりした数字を即時に出さないと論議ができない訳ですから、きちんとそこら辺は、忙しいと思いますけど、今度の話題になる会議の内容は、委員がこっちの方をつくかなと思ったら、すぐ数字で出せるという状況で事務局の方は持っていないとおかしいと思います。忙しいというのはわかりますけど、きちんとした数字は出さなきゃこちらも論議ができないということに

なりますので、よろしく申し上げます。

吉山会長

はい、他に。 あったようです。

末吉総務部会長

よろしいですかね。今、池水委員からお話があった件ですけれども。

いわゆる管理職の課長級ですけれども、1市2町合わせまして47人。参考までに、課長補佐級でありますけれども、松浦市では次長と言いますし、2町では課長補佐と言いますが、新市では課長補佐という補職を、この前御提案して確認いたしておりますけれども、課長補佐級が54人、これは管理職手当の範囲外です。それから、係長級ですけれども、1市2町合わせまして64人が今在席しております。

以上です。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

今のお答えだと、管理職手当をいただける方が47名というふうに理解してよろしいんですね。

末吉総務部会長

そういうふうになります。

池水委員

そういうことですね。じゃ、お聞きしますが、2万8,000の、よくこの協議会でも使われまして類似団体と比較した場合に、2万8,000人の市で47名の管理職というのはどうなんですか。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

先ほど課長級が47人と申し上げましたが、現松浦市で言いますと25人な訳です。今の松浦市の組織に応じて、それぞれ管理職、課長、それから課長相当職ということで主幹と置いて、業務的には特命を帯びてやっておりますけれども、今2万2,000人前後ですが、合併後2万8,000人、数的には3万未満ということで、比較的同じ類似団体レベルでいくと変わらないんじゃないかというふうに思います。

本来、合併後の管理職、いわゆる課長といいますが、課の数についても、現在の松浦市と変わらないぐらいというふうにとらえれば、今申し上げた47人というのは多いというふうにとらえますが、やはり合併に伴う事情というところを考慮しますと、合併を理由に職務上の身分を降格するということはありませんので、退職してだんだん減って行って落ちつくまでは、今の、合併前の管理職の者は合併後も管理職あるいは相当職という扱いになると思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

いや、この場合の僕が言っている類似団体というのは、合併して2万8,000の市という意味じゃないんですよ。合併しないでもともと2万8,000の市の類似団体と比較した場合に、47名という管理職が実際存在するかどうかということ。合併したからやむを得ないというんじゃないほとんど意味がないんですよ。合併しないで、今既存として2万8,000ある市の管理職が47名というのが適当なのかどうかということ。

末吉総務部会長

ちょっと手元に類団関係の資料を何も持ってきておりませんが、現に松浦市が20前後の課、管理職で言いますと25人ということですので、合併後2万8,000となって、合併が理由でなくても2万8,000の市ではどうかという比較でしょうけれども、2万8,000の類似の市とあわせて、やはり47人の管理職は要らないんじゃないかと、間違いなくないというふうに考えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

ということであれば、これは合併に名前をかりたお手盛り人事ということですよ、はっきり言って。2万8,000の市として、そんなに管理職は要らないということは事務局等もわかっておられる訳ですね。ただ合併という名前をかりたお手盛り人事だというふうにとらえてよしいんですよ。

吉山会長

ちょっと事務局長の方から。

大久保事務局長

これは、特例法の中での職員の身分保障と申しますか、その部分からいきますと、現在の役職から降格をさせるというのが非常に難しいというか、できないというか、そういうふうなところでございます。ですから、これがやがて年数がたてば、だんだんだんだん縮小していくというか、最終的には課の数にそれぞれ1人ずつ課長さんがおられるというか、そういうふうな形になっていこうと思います。どうしてもこの合併時だけにおきましては、こうやらざるを得ないというふうな状況が、これはもうどこの自治体にでもあるというか、そういうふうな状況でございます。ですから、この辺につきましては御理解いただきまして、やはり年を追うごとに、他の部分を含めたいろんな行革ができると思います。そちらの方に期待をしていただきたいというふうに思うところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

幾ら言っても変わりませんので、もうこれで結構ですけれども、お手盛りと思われても仕方ないということだけは、事務局側の方もわかりいただきたいと思います。

吉山会長

まあ、わかる訳ですが、意見としての確にあったということだけは受けとめておく必要があるかと思えます。

他に。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。確認しておきます。ここに各課の人員が書かれておりますが、この人員については、1ページでいけば31名というふうなことで書かれております。これについて、係に職員を割り振る場合は、支所等に行った場合は支所で、鷹島で割り振るのか、合併の調整委員の中で割り振るものか、その点について確認をいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

お答えします。

多分、御質問の趣旨は、それぞれの課のもとに係がありますけれども、係にじゃあ何人ず

つかという御質問かなというふうにとらえておりますが、今回係の方まで数を示してはおりません。一応それぞれ総務課、企画振興課とかいう課の並びであります。実際にこういう係の割り振りというか、係の設置まではこういうふうにお示しておりますが、実際の職員の係に対する配置については、それぞれの、総務課であれば総務課長が、企画振興課であれば企画振興課長が実際業務の内容を見比べて職員を、例えば総務課であれば31人ですけれども、その31人をそこにお示しているような係へ割り振りをするというのは総務課長が考えていくということにとらえております。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

そうすると、例えば福島でいきますと、総務管理課に8名上がっておりますが、これについては福島町の総務課長が割り振ると解釈していく訳ですね。今まで調整した中で協議をしながら割り振っていくということじゃなくて、この8人を、福島町の総務課長、当然理事者との協議はあろうかと思いますが、その中で割り振っていくというふうに解釈しとってよろしい訳ですね。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

基本的には、そういう考え方でよろしいと思います。例えば、福島支所の支所長さんというのは、異動の段階でAさんとかBさんとかははっきり決めます。支所の中の総務管理課長とか、市民福祉課長というのも、例えばCさん、Dさんがそこそこの課長になれということで辞令を発します。ただ、総務管理課の中で、課長も含めて8人とありますけれども、課長を除けば7人をそれぞれの係に配置する訳でありますけれども、例えば上の係に何人、下の係に何人というような割り振りとか、実際に職員そのものを見て、この職員はどちらの係とかいう配置については、それぞれの所管課長が判断して決定するということで考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

もう一つ確認させていただきたいと思います。

診療所関係でございますが、鷹島の診療所、ここに8名上がっておりますが、臨時雇いの有無について前回のときに要求をいたしておりましたが、今回出ておりませんので、ここで確認させていただきたいと思います。

8名の中に臨時雇いがいなければ、当然、国民健康保険としての運営ができないという状況にある訳ですが、それは引き続き臨時として採用しながら行政を行っていくというふうに解釈してよしいのかどうか、その点をお尋ねいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

お答えします。

今回、職員の課別の割り振りをお示ししている数字は、最初に申し上げたとおり、実職員数、正規職員数の割り振りを行っております。当然、現松浦、福島、鷹島でも臨時職員とか委託職員、あるいはパート職員というものがあって、そういうものを含めた形で一つの市とか町の業務が今できている訳ですけれども、今回お示ししている組織図の中の数字は、あくまでも正規職員数の割り振りを考えたものであります。

今もお話しがありましたように、実際の業務とあわせまして、どうしても正規職員で賄い切れないということも多分にこれは出てくると思います。今お話しがあったような、臨時職員とか委託職員、嘱託職員、こういうものの扱いでございますけれども、これについてはこの組織とは切り離れたところで、実際の業務と照らし合わせて、別にそういう職員外の職員の雇用の実態というものをもうちょっと詳しく調査しまして、できれば幹事会等で改めてその取り扱いについては協議をしていただくというふうに考えております。

吉山会長

よろしいですか。他に。はい、星野委員どうぞ。

星野委員

県関係の星野でございます。前回もこの組織、人員配置の件に関しまして定員管理という考え方を述べましたけれども、今回その件で確認させていただきたいと思います。

実は、この合併の問題に関する限り、2名の首長さん、それに23名の議員さんが失職されます。この意味は非常に重いと私は感じ取っております。これも一つの大きな組織の効率化、人員の配置上の非常に重要な問題、これはやはり市町村合併の一つの基本的なものを占める

ことになろうかと思えます。

そういった意味で、それに続く一般職員の人数についても、これはシビアに業務に即してどうあるべきかということを実際に考えなければ、これはそれだけ人件費も大きくなりますし、住民サービスというものがその分で十分にやれなくなるおそれがあるという意味で、やはりこの基本的な組織と人員配置というのはきちっとすべきじゃないかという気がいたします。

そこで、この449名というのは現人員なんですけれども、ここでこういうふうな組織をつくって、そこに当てはめた人数というのは、この449名が前提でやられたものなのか。それとは別に、前回私がお話ししましたように、事務がこうあるから、そこに効率的に集めたときにこれだけの人員が要るんだという定員管理の考え方から、この449名というのが出てきたものか。しかし、その定数管理の考え方からすれば、これよりも少なくなるんだけれども、それは現人数を1年間でどうこうすることはできないと、これは5年、10年かけて人員採用等を調整することによってやっていくやむを得ない措置であって、この449名とは別個に仕事上から割り振った定数というものがあるんだというのか。その辺をちょっと確認したいということが一つ。

仮に、定数の考え方がこの449名よりも多いということになれば、これは組織自体を見直して、もっと効率的な組織にすべきであって、それはやはり定数の考え方にもとるという格好になります。そういうふうな基本的な考え方に基づいて、今言ったところの確認をしておきたいと。そうすれば、ここが449名であっても、何年か先には定数というものがきちっと把握されておれば、それに収束するんだという考え方で一定の御理解が得られるんじゃないかというふうに思います。そういうことで、ひとつお尋ねをしたいということでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

今、組織図案の中でお示ししている数字というのは、合計が449になっておりますとおり、現職員数449人の割り振りを与えたものであります。定員適正化というか、適正管理の観点からでありますけれども、これについては一般職の職員の取り扱いというところで既に御説明し、確認を得ている訳ですけれども、一応、新市において適正化計画を策定し、定数管理の適正化を図るということでは考えております。実際に合併という特殊事情がありますので、

基本的には業務が集約されて、効率化、あわせて行革等も進める中で、定員の適正化という
とらえ方をして新市において取り組んでいく訳ですけれども、先ほど御意見があったように、
臨時職員とか委託職員とか、現にそれを雇用しないと実際の今の業務をやっていけないとい
うのもまた事実であります。ここ数年来の行政改革等に取り組む中で、実際の職員雇用を控
えて、その分の業務は臨時とか委託とかというようなことで、一種の外部業務委託となりま
すでしょうけれども、業務をすりかえたところもありまして、実際のところは今の正規の職
員だけで業務をやろうと思うとできないのも事実でございます。そういうところも合併後、
3カ月たつとか、半年たつとかいう中で、行革についての行革推進室というところを設けて、
新市においては、そこで今の定数管理についても類似団体と比較して、調べて、研究して取
り組んでいくというところで考えております。

以上です。

吉山会長

何かありますか。はい、どうぞ。

星野委員

行革推進室というのは、ここにあるんですか。

末吉総務部会長

言い間違えました。総務課の中の政策調整室です。

星野委員

政策調整室、ここでそういった分はやっていく訳ですね。

末吉総務部会長

はい。

星野委員

そしたら……

末吉総務部会長

冒頭の説明の中で、それはお話ししたと思うんですけども。

星野委員

確認しますけれども、要するにその449名の減数でよしとはしないと、新市になってから事
務配置に基づいて、そしてきっちりした定数管理の考え方を備えていくということですね。

末吉総務部会長

あわせて業務の見直しもやっていくということです。

星野委員

はい、わかりました。

吉山会長

じゃ、他に。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。冒頭で説明されたかもしれませんが、確認をしておきたいと思います。

前回の機構図の中では、総務課の中に法制係、それと財政課の中に契約係があったと。ただ、この人員を割り振っていく中で、この分について新しい課を設置することは若干困難ということが判明したので、今回削除しましたというような説明があったと思うんですが、具体的な人員の配置をする前に、やはりこれは必要と思ってこの法制係と契約係はあったんだろうと思う訳ですね。今回その人員の調整がつかないということで削除はされているものの、先ほどの説明の中では、18年度になって新しい市長のもとで政策的な判断等を踏まえて組織の改編もあるということだったんですが、この際に、18年度に改めて組織を見直すという中で、この法制係、契約係というのは設置されるのか、そのことと、新市発足時に法制係等を配置して例規の調整等を行うというようなことだったと思うんですが、そうすると、その例規の調整などは、やはり18年度の設置までの間は事務が若干滞ってしまうのか、その点について現在わかっている範囲でお答えをいただきたいと思います。

吉山会長

はい。

末吉総務部会長

新たな課の設置じゃなくて、係の設置を一応考えておりました。業務が滞るかというお話ですが、そういうことがないように、これは努めて、既存の課の業務の中で割り振ってやっていきたいと思います。

18年4月が、この組織というか、人員の配置も含めまして、一つの見直しの時期かというふうにとらえております。といいますのは、先ほど冒頭で選挙管理委員会のお話ししましたけれども、一通り大がかりな選挙事務が終わって、人員的にもスリム化できると、そういう業務があちこちにあります。逆に、新市議会が発足したり、新市監査ができた段階で、また

改めてそういうものの事務局の職員の見直しもする必要があるのかなというふうに考えております。

今申し上げたように、法制係とか契約係、もともと1市5町のときからこういう発想があって尾を引いておりましたし、他の合併先進地、五島市とか平戸市あたりも組織上こういう課を設けているということがありましたので、合併した後のお互いの行政機関同士のやりとりとか、研究とか、そういうものにもできれば同じような組織構成があればよかった訳ですけども、今回の人員配置の段階で、なかなか収まりきれないと申しますか、配置出来ないと言う事がございましたんで、その辺については、先ほど申し上げました様に行革のあたりの検討課題として残して、基本的には合併後の新市の組織の中で検討し直して、設置の方向で進めていったらいいというふうに考えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

友田委員

人事の話になると、先ほどから定数がどうなのかとか、類似団体との比較でどうなのかという話にどうしてもなってしまうと思うんですね。

ただ、その減らすことだけでは済まない部分がやっぱりあって、先ほどから事務局の方からも御説明があるように、合併という特殊な環境のために、本来の類似団体とか本来の行政の規模からすると多くの職員を抱えてしまうんだということはもう認めておられるわけですね。しかしながら、実際に割り振りをしたところ調整がつかなかったというのは、ちょっとその辺、理解に苦しむところなんです。合併をして職員の数が、松浦の場合は1市2町、飛び地と離島という特殊な地理的な条件はあるものの、人口2万8,000という中ではやはり職員が多いということは、新たに取り組む課題に対応できる職員を抱えているという考え方だと思うんです。そのことが、今回のこの機構図の中に、政策調整室というものは設けられておりますけれども、合併によってそういった新たな課題に取り組むべき部署の拡充に至ったという形の組織として、若干説明不足というか、訴えるものが弱いんじゃないかなというふうに感じておる訳です。

もちろん、企画振興課などに重点的に配置をしているというふうなお話もちょっとありましたけれども、やはり職員の数を減らせないということがあるのであれば、その職員をいかに有効に使って新市のまちづくりに生かすかということ、やはりもっとアピールすべきだ

ったんではなかったのかなというふうに思います。ただ限られた時間の中で、そこまで調整がつかなかったというのが実情だろうと思いますので、このことは是非新市の中に引き継いでいただいて、早急にそういった人員をいかに有効に使うかということについて検討を進めていただいて、住民の皆さんが納得できる行政の体制をつくっていただきたい、そのことを要望しておきたいと思います。

吉山会長

非常に重要な視点での要望であったと思います。

他に。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。大変問題がたくさん出てまいりましたので、大体私は頭のいい方だとは思いますが、全部にわたって、どうも矛盾したような思いがするところもございますので、確認をさせていただくということで質問を申し上げたいと存じます。

先ほど、2万8,000の人口形態からの管理職の問題が出てまいっておりますけれども、これは御答弁のように、類似都市に比較しまして多分に多いと、非常に多いというような感じが実はする訳でございます。このことは従来説明をされてまいっておりますように、合併による一時的な救済措置だというふうに私は理解をしてきた訳でございます。

というのは、公務員法等によりまして不利益処分をやっちゃいかんと、身分は保障しなさいという合併措置法の指導だというようなことで、そういうことであろうということでは実はやや納得をしましてまいりました訳でございます。だからといって、それが当然だというような感覚での執行体制では困ると思うんです。

それから、管理職の問題でございますけれども、したがって管理職は一時的に増えていくということになると思うんですけれども、先だっの御説明で、管理職は課長クラスだけだということ、課長補佐クラスの管理職手当は削減されるということに理解しておる訳でございますけれども、間違っていなければそのとおりだということにさせていただきたいと思うんです。

それから、職員定数につきましてもしかりだと思ふ訳なんです。これは類似都市にしますと相当の数、過剰人員だというふうに私は理解をいたします。したがって、整理をするべきだというふうなことで、先般、私が希望退職を募ってはいかがですかという御提案を申し上げましたけれども、温情豊かな会長さんのお話でございまして、でき得るだけということ

はしないで、現職は守ってやりたいというようなことでございましたんで、これもやむを得ないなというように実は思ってまいった訳でございます。

しかしながら、ここで先ほどから臨時職員の採用の話が出ておりましたけれども、恐らく臨時職員は当分の間、これは必要としないんじゃないかと、今いる職員で振り当てがきくンではないかと。それが経費削減にも大きくつながってまいりましょうし、また、職員で臨時の職をされるかというような職員さんもいらっしゃらないとも限りません。しかし、やはり立場を考えていただき、現状を理解していただいて仕事はやっていただくというように仕向けていただきたい、このように思う訳でございます。おれは今まで課長補佐しよったから係長の仕事はせんよと、職員の仕事はせんよというのは、感覚が大いにずれているというふうに思いますし、やはり現実を直視していただいてやっていただきたい。

それから、課長が係の職員の人数を配分するのは当然でございます、課に割り当てられた職員を係の仕事の分量に従って配置する、それが管理職の一番権威を保つ施策の一つだと思うんですけれども、そのようになさるといようなお話のようでございます。確認が私できませんでしたので、「ようございました」と申し上げますけれども、それらにつきましても私の理解で間違いないのか、そのことについてもひとつ御指導いただければというように思う訳でございます。

何はさておき、先般来、出ておりますように、合併は経費の節減でございますし、経常経費、特に需用費、あるいは人件費等を削減して、住民サービス、あるいは事業の執行に振り向けていくという大きな目的がある訳でございますので、でき得る限りの削減策はやはり講ずべきだと。特に一番効果をあらわすのは人件費だと思います。各種委員につきましても、今のように多くは要らないんじゃないかというような感じもいたします。だから、それらも専門的に検討していただきまして、経費節減をし、住民サービスを向上させるということで、十分ひとつ御配慮いただきたいなど、このように思う訳でございますけれども、当局なり、あるいは会長なり副会長さんなり御意見がございましたら、ひとつ御答弁、あるいは御教示賜れば幸いです、このように思います。

吉山会長

そしたら、私の方から考え方を申し述べる部分は申し述べたいと思います。

まず、この合併直後の人員449というのは、類団と比較して多いということはもう事実だと思います。したがって、それに向かった職員の削減対応というのが必要だという認識に立っ

ております。ただ、その際に二つの要件があって、そのことが合併当初はなかなか難しいんですよという部分がございます。

その一つは、行政体制が1市2町から1市になるという状況の中で、住民皆様方の混乱をいかに避けるのか、また、そのことのためには新しい執行体制の中で職員が混乱しないようにしなくちゃならないという部分があると思います。合併当初の混乱をいかに少なくするのかという配慮の点が一つ。

それからもう1点は、どうしてもやっぱり職員の身分の保障という課題がございますので、そのことも一つの制約として、言葉が悪いかもしれませんが、存在してると。そのことで、実は合併当初から、職員の削減、今類団体と比較しても多いんですよという部分が直接的に解決できないと私は思っております。

そこで、じゃあいつまで対応するのかというのは、いわゆる定年退職者の不補充の問題等々あるでしょう、自然退職等々もあるでしょう。そういった状況等々を踏まえる一方で、合併してすぐ余剰人員を抱えつつも混乱を避ける状況の中で、新しい定数管理はどのようにすべきかということ、議会を交えて議論をして、一つの方向性をできるだけ早くやる。それは18年4月であり、あるいはまた18年9月であるという、そのできるだけ短い期間の中で削減策を視野に置いた定数管理の道筋をきちっと立てていく、それに従って経費の削減を着実に進めていく。そういう考え方に立って、私どもは進めていかななくてはならないのではないかと、そういう判断をもって私自身は今日までこの協議会をリードしてきたつもりでございます。決して今の状況でよしとするものではない。むしろ、経費をいかに極限まで削減する形の中で事を進めていくかということが重要だということは、まさしく皆さんと一致するところだろうと思います。その手法として、時期の問題としてどのように取り扱っていくかというのが、合併直後の議会、執行者の大事な仕事になっていこうと、そのように思っておるということを私の方から言っておきたいと思っております。

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

金内でございます。事務的になるかどうかわかりませんが、一つ確認しておきたいんですが、数日前、漁協の合併が行われております。この合併によって漁協等は相当な事業計画が出されてくるものと思われませんが、その場合、漁協等の事業関係等々についても本所が対応するものか、支所に対応して本所に上げるものか、その点について検討されておればお答え

を願いたいというふうに思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

漁協の合併に絡んで、新市において漁協に対する漁業政策といいますかね の取り扱いはどうするのかというお話でしょうけれども、一応前回までの本庁と支所の業務のすみ分けとありますが、政策的な仕事については本庁で市長の管理下でそれを検討し計画し決定するというのでございますので、漁協からのそういうふうな事業の申し入れが、ちょっとわかりませんが、政策的に取り組むべき事業ということで、新市でとらえれば本庁の、ここで言えば水産課の方を中心に、計画の策定とか決定とか検討をいただくというふうになると思います。業務の過程で、どうしても現地、鷹島とか福島漁港の関係とか、施設の関係とか、漁民の関係とかいう事務上の取り扱いがあれば、それは支所と連携して一つの業務をやっていくというふうになるのかなと考えます。

吉山会長

よろしいですかね。他に。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。今日まで17回の協議会を重ねられてきたところでございまして、今日のこの組織の人員配置ということにつきましても、先ほどの質問に449名の配置ということをやっぱり念頭に置いて、それぞれ配置をしてきたんだということでございます。そしてまた、今日の合併で置かれておる今の立場で万やむを得ない、また降格ということはなかなか難しいという、その事情もわかる訳でございます。

ただ、先ほどから出ておるように、類似団体ということが言葉の先に出てまいります。しかし、私はそういうことも若干は頭の隅におきながら、この新しい1市2町の松浦市として政策的にどういうものが大事なのか、どういう課が大事なのかという基本理念に立って取り組んでもらいたい。

私、黙って聞いておりますと、この殻を破るということはなかなか難しいんじゃないか。まあ1月1日に合併をして、どなたが首長になるのか、どういう方が議会に選ばれるのか、わかりません。しかし、今後の大事な問題につきましては、特に行革等々については、先ほどいみじくも会長の方から、議会も含めてひとつ相談をして取り組みたいということでござ

いますが、私は、議会は市民の代表ということでもございますけれども、やっぱり広く将来にわたっては行政、議会、民間団体、そして職員組合、そういうものを網羅した一つの何らかの組織を目指しながら、本当の意味の行革に向けて、さらにひとつ強行に進めていただきたいということを強く要請いたしておきたいと思います。

以上です。

吉山会長

はい、ありがとうございました。

他に。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

今回の、今日の議題だけとは申しませんが、今日で一応合併協議会も終わりのようですし、議題も大体出尽くしたようですので、私としては最後の発言ということで、実は今日原稿を書いてきておりますので、それを読ませさせていただいてよろしいでしょうか。

吉山会長

もう1回はやるんですが。

池水委員

もう1回やるんですか。ああ、そうですか。

吉山会長

ただ、それはもう事務的な話ですから、どうぞ。

池水委員

すみません。時間とりますけど、読ませさせていただきます。

合併協議会を振り返って、一言で言うならば、大山鳴動してネズミー一匹。つまり、合併協議会、合併協議会と大騒ぎした割には、たいしたことは何も決まらなかったという感じです。

もともと今回の合併は、国と地方合わせて1,000兆円と言われる財政難に伴い、国土の均衡ある発展という国策が変わり、地方に自立が求められた合併です。言い換えれば、今までみたいに国は地方の面倒は見られませんかよ、地方は地方で努力してくださいということです。その結果、今まで地方の面倒を見てきた地方交付金や補助金が減らされ、このままではやっていけないから合併となった訳です。しかも、この1市2町の合併は合併効果として非常に薄いものだとは皆様御承知のはずです。したがって、今回の合併協議会に求められたのは、聖域や例外にとらわれず、でき得る限りの行財政経費の削減だったはずですよ。

ところが、結果はどうでしょうか。確かに、首長や三役、議員の数は減りました。また、特別職の給与も下がりました。しかし、これは平均になっただけのことです。ただ合併当初ということからして、やむを得ないのかもしれませんが。

いずれにしても、これらの事項は行財政経費削減の外堀、内堀にしかすぎません。本丸は行政、役所のはずです。ところが、役所自体の削減案は、10年をかけて職員の1割削減と、多々ある手当の中から一部手当の縮小だけです。そして、これも本来の意味での削減ではありません。なぜならば、合併して今の2万2,000の人口は2万8,000になります。そして、職員数は今の320名から449名になります。10年かけて職員を1割削減すると約400名の職員数となります。ところが、人口は、10年後6,000人減って今と同じ2万2,000人になると想定されているのです。結局、10年後は職員が現在と比較して80名も増えているということです。合併して現在よりも予算が増える訳でもなく、市民サービスや将来のまちづくりの予算が毎年減っている現状なのに、職員数だけが増えるということが削減案と言えるのでしょうか。

さらに驚くことに、合併したら管理職が13人も増え、市職員と町職員とはもともと給与体系が違っていたのですが、合併すると同じ職員になるので、給与の高い市職員に合わせるなど、一体財政削減はどこへ行ったのですか。確かに、同じ職員で不均衡があるのは私もおかしいと思います。だったら、同じ給与体系にして給与全体を見直し、人件費が上がらないようにするのが本当じゃないでしょうか。これでは一体何のための合併だったのでしょうか。役所を守るための合併だとしか言いようがありません。

毎年人口は減り続け、市民所得は全国最低レベルの3分の2しかない民間の危機感に対し、全くと言っていい行政の危機感のなさには、驚きとともに失望さえしてしまいます。行政は、公務員の原点である公僕について、いま一度考えて欲しいものです。

私は、この閉塞状態にある現状を打破するきっかけとなる思い切った改革がなされるものと大いに期待して、この合併協議会に参加しました。結果は、先にも述べたように失望感だけが残りました。しかし、合併に対して反対をしようとは思っていません。なぜならば、自力で再建するよりは、多少の違和感があっても合併の特典を生かした方が再建しやすいと思うからです。ほとんど何の情報も知らされていない市民や町民に対して、このような結果になったことは、行政及びリーダーシップを発揮すべき立場にある人の責任は大きいと思います。もちろん、我々合併協議会委員や関心のない市民や町民にも責任はあります。そして、その責任を果たすためには、新市になって行政や議会だけに任せるのではなく、市政に関心

を持ち、官民一体となって努力することだと思えます。

最後に、新市の市長及び議会に大いに期待をしたいと思えます。この協議会を通して暴言、失言が多々あったことをお詫びして、最後の発言とします。

吉山会長

はい、ありがとうございました。

確かに、この協議会の中で議論を進めてまいった、そんな中で、やっぱり理想の姿は描けない部分確かにございました。そういう状況の中で、私たちは行政経費をいかに削減していくかという大きな課題を、この協議会以降、合併後に託すような状況になる訳でございます。そのことは協議会として、新市に対しその重要性をきちっと引き継ぐ責任があるろうと思っております。

ただ今の御意見、お互いに意見が違う部分があることも事実だろうと思えます。しかしながら、やっぱり行政経費をいかに削減するかという課題は等しくしておくことだろうと思うんですね。そのことをしっかり引き継ごうという思いで意見を聞いたところでございます。

それでは、どうですかね、他に。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、議論を打ち切りまして、調整結果報告第21号（協定項目5号）事務機構及び組織に関することについて、調整報告のとおりでよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ただし、各種の意見がございました。今先ほど申し上げましたように、新しい市の中できちっとした定数管理、そしてまた業務の見直し、方向性を見出しながら対応していくんだということを意見として付して、この調整報告を承認したということにいたしたいと思えます。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

そしたら、次がその他、時間はすぐ済みますか。 それでは、これで大体、調整結果の報告、合併までに調整するということのすべての報告を終わったところでございます。

次回もう一度という計画でございますが、その他として、報告も含めて事務局の方から何かあるようですので、よろしく申し上げます。

大久保事務局長

それでは、その他の項目でございます。

17回にわたる合併協議会に出席された委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

一応本日をもちまして協議に関しては終わりになります。ただ、もう1回、11月の下旬ぐらいに最後の合併協議会を開催させていただきたいと思っております。この際には、一応この合併協議会を12月31日をもって閉じることの報告とか、また、新市の市長の職務を執行していただく方をこれから決めていただく訳ですけれども、そういうふうな報告とか、また開庁式、そしてまた新市のスタートに当たってのいろんな当初のスケジュール等、決まっているようなものを皆様にお伝えして最後にしようかなというふうなことを実は考えております。

それとあと、ちょっと一つ御協議賜りたいことがあるんですけれども、実は前回の合併協議会において市章のデザインが決定をいたしております。これは東京の町田市にお住まいの彦根正さんでございますけれども、一応御本人と連絡をとっておる訳でございますけれども、もし賞金の授与等、この協議会の中で、最後の協議会の中で行おうということでありましたら、何とか都合をつけて出てきてもよろしいというふうなお返事もいただいているところでございます。ただ、東京でございますので、それ相当の費用もかかるというふうなこともございまして、その辺、協議会の委員の皆様の御意見としてはいかがなものだろうかと考えておまして、ちょっとお伺いしたいと思っております。

元旦の開庁式のセレモニーの中にといいこともちょっと考えはしたんですけれども、やはり大晦日、元旦という、だれでも非常に忙しい時期の中ではやっぱり大変かなと思ひまして、最後の協議会の中でそういうふうな授与を行ってはどうかということもちょっと考えいたしたものですから、その辺につきまして皆様の御意見を賜りたいと思ひますけど、いかがなものでしょうかね。

吉山会長

どうですかね。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

1月1日の開庁式についても、授賞式かどうか知りませんが、そういうことをやるというのは非常に混乱を招くんじゃないかと私も思います。少なくとも最後の11月下旬に予定を

されておるようでございますが、そのときに済ませて、やっぱり新市のときには市章も飾って、新市のスタートに向けていくというのがいいんじゃないかと考えております。

以上です。

吉山会長

いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしという声があつておるようです。次回の合併協議会の中で受賞も表彰もとり行うということによろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、そのように取り扱いをさせていただきます。はい、どうぞ。

大久保事務局長

ありがとうございました。

それでは、次回の協議会の折に伝達式を行うということにしたいと思っております。

それでは、その次回の協議会でございますけれども、11月下旬ということで、20日から30日ぐらいの間と思っておる訳でございますけれども、結構それぞれいろいろと御多忙なところかなと思います。日程的に皆様、現時点であいておられる日がありますでしょうかね。

11月がですね、勤労感謝の日もございましたり、20日が日曜でありまして、21、22か、24、25か、28、29、30……（発言する者あり）そうしますと全部詰まっていますね。

それでは、当初3月での予定は11月15日というふうな予定でございましたので、一応この日で最後の協議会に……（発言する者あり）

それでは、16、17、18のうちどこかだめでしょうか。（発言する者あり）

ちょっとあちこちの御意見を聞きながら、11月18日の午後に入れさせていただきたいと思っております。金曜日でございます。

吉山会長

よろしいですね。（発言する者あり）

大久保事務局長

申し訳ございません。それでは再度確認します。11月18日の午後2時、場所は追って御連絡を申し上げます。

それからあと一つ、前回の協議会の折に、第5回松浦水軍まつり開催に伴います武者行列への参加協力ということで、まつり実行委員会から要請があつておりまして、一応協議会と

してお受けするという事で御返事を申し上げましたところ、実はお礼状が会長あてに届きましたので、これにつきましては皆様にも御報告をいたしておきたいと思っております。参加していただける皆様には、集合時間等を書いたお礼状になっておりますので、後ほどお配りいたしたいと思っておりますので、これはこの会議終了後にお配りをいたすことにいたします。

以上でございます。すみませんでした。

吉山会長

そしたら、他に皆さんからございませんかね。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

1月1日で新市になります。そうすると年賀状関係は、もう既に12月のおしまいごろに出すわけですが、これは新市の名称で対応していくのでしょうか。

それと、1市2町合併しますと、郵便番号、これは宅配便関係が物すごく関係しますので、変わらないのかどうかということを確認しときたいと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

ただ今の御質問でございますけれども、松浦市、福島町、鷹島町の合併につきましては、もう県知事の決定を受け、そして総務大臣のところに届きまして、5月の官報告示がございましたので、1月1日の合併はもう既に決定済みでございますですね。そういうことですから、1月1日から松浦市ということでスタートいたしますので、1月1日は松浦市ということでいろんな準備をなされた方がよろしいかと思っております。

それで、郵便番号につきましては変わりません。番号をそのまま使いますので、お願いいたします。

吉山会長

よろしいですか。 はい。そしたら、他にないようでしたら、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

実質的な協議は、本日の第17回をもって調整作業が終わった訳でございます。ただ、あと事務的なことについての協議が残っておるということでございます。一言お礼も含めて申し上げるんですけれども、皆様方の積極的な御議論の中で各項目の調整が調いました。ただやはり、これはあくまでも合併をして、その時点からすべてバラ色になっていくという状況で

はないということ、これらのことについては先ほど池水委員からもあえて御意見がありましたように、課題解決をもっと積極的に対応していかなくちゃならないものがあるんだと。ただそれが、今の時点で法的な縛りだとか、市民の混乱だとか、そういった部分等々の中で、ある意味やむなくスタートすることです。その後、混乱等々を避けながら、速やかに経費削減等々を含めた課題の解決に向けて積極的に動いていく必要があるんだという認識は、やっぱりお互い持つべきだろうと思うんです。そういった意味合いで、先ほど申し上げましたように、合併協議会として新市に対しそれらのことについては引き継ぎをきちっと対応して、よりよい方向性が新しい市になっても動いていくことを期待しながら、この協議調整を閉じたいなと、そのように思う次第でございます。

これから先も、それぞれ協議会委員の皆様方、その任期が終わったにしても、一市民としてそういったことに向けた努力を賜りますことを心からお願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後3時40分 閉会